

平成25年第3回臨時教育委員会

開催日時 平成25年7月23日(火) 午前10時～

開催場所 輪島市文化会館4階401会議室

出席委員	委員長	小橋明直
	委員長職務代理者	榎木孝則
	委員	沢田悦子
	委員	石本昇藏
	教育長	吉岡邦男

事務局説明員

教育部長兼庶務課長	西畑賢一
学校教育課長	春田安子
庶務課主幹兼庶務係長	茶花隆一

議事 1、議案の審議

議案第39号 輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

会議録

委員長

第3回臨時会の開催通知の御案内を申し上げましたところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただ今から、平成25年第3回輪島市教育委員会臨時会を開催いたします。

まず、本会の会議録署名委員に沢田委員を指名します。

それでは、本日の会議に入ります。

次は、議案の審議についてですが、今回の議件は、議案第39号の1件であります。

議案第39号「輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題とします。学校教育課の

方から説明をお願いします。

学校教育課
長

それでは、議案第 39 号「輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」ということで御提案いたします。

「輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。」、輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則として、「輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例（平成 25 年輪島市条例第 78 号）の施行期日は、平成 25 年 7 月 24 日とする。」。

これにつきまして、提案理由といたしましては、「移転先における輪島市教育研究所の供用開始日が明確となったため。」ということで、一部を改正する条例によって、1 月を超えない範囲内で施行日を定めることとなっております。施行日については、用途に合わせた改修を行った後、可能な限り供用開始の日を早くすることが求められておりました。したがって、改修の完了日の特定が可能となった本日、供用開始が明確になったために、このような提案をさせていただきます。以上です。

委員長

説明が、ただ今課長の方からありましたが、議案第 39 号につきまして何か御質問等ございませんですか。

委員長

質問がないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

委員（異議なし）

委員長

それでは、議案第 39 号については、原案のとおり承認いたします。

委員長

以上で今回の議事がすべて終了いたしました。本日の臨時会は、これをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。